

住民税・所得税の申告情報(第1回)

問 諏訪税務署 ☎52-1390 または 財務課 町税係 ☎62-9122

年が明ければ、申告時期となります。今月号より、3回にわたって申告に関する情報をお届けしますので、今から必要な書類等をご確認いただき、申告のご準備をお願いします。

●申告の際に必要となる主な証明書類について

(1) 収入・所得に関する証明書や書類

○給与・賃金や公的年金に関するもの

- ・「給与所得の源泉徴収票」・「公的年金等の源泉徴収票」など

給与等の支払者（事業所等）や、日本年金機構（旧社会保険庁）等の支払者から送付、受領された原本が必要となります。



○雑所得・事業所得に関するもの

- ・「シルバー人材センターの配分金支払証明書」・「個人年金支払証明書」・「収支内訳書」など

事業を営まれている方（営業・農業・不動産）は、総収入金額および必要経費の内訳を記載した収支内訳書を申告書と一緒に提出してください。農業につきまして、収支計算でお困りの方は、農業所得に係る農業収支内訳書作成指導会（次ページ参照）を開催しますのでおでかけください。

○生命保険や学資保険等の満期や解約返戻に関するもの

- ・「生命保険契約等に基づく一時金の支払証明書」
- ・「損害保険契約等に基づく満期返戻金の支払証明書」など

生命保険や損害保険の満期や解約等により保険金を受け取った場合は、所得税や住民税の課税対象となる場合があります。なお、契約金の受取人と保険料負担者と被保険者との関係により、税の種類が異なります。

(2) 所得から控除されるものに関する証明書や書類

○社会保険料控除に関するもの

- ・「国民年金保険料および国民年金基金の掛け金の支払証明書」
- ・「国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額のお知らせ」



各保険の加入者（国保の場合は世帯主）には、役場から2月上旬までに「納付済額のお知らせ」をお送りします。なお、納付済額を事前に確認されたい方は、財務課町税係までお問い合わせください。

○生命保険料（一般・介護医療・個人年金）や地震保険料控除に関するもの

- ・「年間支払額等の証明書」

保険会社から契約者あてに送付されます。一つの損害保険契約に「地震等損害契約」と「長期損害契約」の両方の保険がある場合には、本人の選択により、いずれか一方のみが適用となります。

○医療費控除に関するもの

- ・「平成26年中に支払った医療費や薬代の領収書」

医療費控除は年末調整で適用を受けられないため、控除を受ける方は確定申告をする必要があります。控除の対象となるのは、医師、歯科医師による診察や治療の費用、また、医療や治療のための医薬品の購入費等です。ただし、予防を目的とした人間ドック・その他の健康診断や、疾病予防又は健康増進のための医薬品・栄養ドリンク等の費用は対象になりません。

なお、高額療養費や入院費給付金等の保険金などにより補てんされた金額がある場合は、支払った医療費から差し引きます。小・中学生の保険診療による医療費につきましては、福祉医療特別給付金制度などによって控除の対象とならない場合があります。

- ・介護サービスの費用について

介護保険制度のもとで受けられるサービスには、医療費控除の対象となるものとならないものとがあります。詳しくは、利用された施設や役場住民福祉課介護高齢者係（☎62-9133）までお問い合わせください。

○配偶者控除、扶養控除に関するもの

配偶者、子ども、両親等を養っている方で、次の条件を満たす場合には、控除が受けられます。扶養している方の所得額等の確認を必ずお願いします。

(毎年、扶養している方の合計所得額が38万円を超えていたり、他の方の扶養等になっているため、控除が受けられない方が多いのでご注意ください)

①平成26年12月31日現在で生計を一にしている。

②扶養している方の年間の合計所得が38万円以下。

③他の方の扶養や控除対象配偶者になっていない。(重複して控除は受けられません)



●農業所得に係る農業収支内訳書および償却資産（固定資産税）申告書作成指導会

町では、次の日程で農業所得に係る農業収支内訳書および償却資産（固定資産税）申告書作成指導会を開催します。

- 【対象者】** ①農業収支内訳書作成にご不明な点があり、お困りの方（青色申告の方はご遠慮願います）
②事業（農業・営業・不動産）を営んでいる方で、減価償却資産をお持ちの方

- 【期日】** 平成27年1月21日(水) 落合地区
1月22日(木) 富士見地区・乙事
1月23日(金) 境地区・立沢

- 【受付時間】** 午前の部：午前9時～午前11時（午前11時までに受付を済ませてください）
午後の部：午後1時～午後4時（午後4時までに受付を済ませてください）

- 【場所】** 役場3階 301, 302, 303会議室

- 【持ち物】** ①収支内訳書（自分で作成したもの）
②収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）
③農機具等使用機械の詳細（名称、数量、取得年月日、購入価格等を記載したもの）
④出荷伝票、納受通知書、農業用の預貯金通帳、中山間・補助金等の収入がわかるもの、領収書
⑤償却資産申告書（12月に送付されるもの）
⑥印鑑（認印）
⑦その他必要と思われるもの

- 【その他】** • 収入金額や必要経費を記載した帳簿を必ず作成し、お持ちください。
• 午前中は混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。
• 毎年、大勢の方が来場されますので、自分でできる範囲で作成していただいた収支内訳書をお持ちいただき、時間の短縮にご協力をお願いします。
• 預貯金通帳をお持ちいただく場合は、必ず前日までに記帳したものをお持ちください。
• 事業（農業・営業・不動産）の収支内訳書または決算書の中で減価償却資産として計上した資産は、固定資産税における償却資産として毎年1月末日までに申告が必要です。



●記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

個人の白色申告者の全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます）について、平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象となりました。

記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) に掲載されていますので、ご覧ください。